

労働安全衛生法をここに公布する。
労働安全衛生法

目次

第一章	総則(第一条—第五条)
第二章	労働災害防止計画(第六条—第九条)
第三章	安全衛生管理体制(第十条—第十九条の三)
第四章	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第二十条—第三十六条)
第五章	機械等及び有害物に関する規制
第一節	機械等に関する規制(第三十七条—第五十四条の六)
第二節	有害物に関する規制(第五十五条—第五十八条)
第六章	労働者の就業に当たつての措置(第五十九条—第六十三条)
第七章	健康の保持増進のための措置(第六十四条—第七十一条)
第七章の二	快適な職場環境の形成のための措置(第七十一条の二—第七十一条の四)
第八章	免許等(第七十二条—第七十七条)
第九章	安全衛生改善計画等
第一節	安全衛生改善計画(第七十八条—第八十条)
第二節	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(第八十一条—第八十七条)
第十章	監督等(第八十八条—第一百条)
第十一章	雑則(第一百一条—第一百五十五条)
第十二章	罰則(第一百六条—第一百二十二条)
	附則

(健康診断実施後の措置)

- 第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勧告し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
(平八法八九・追加、平一一法四五・旧第六十六条の三繰下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正)

(一般健康診断の結果の通知)

- 第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項の規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
(平八法八九・追加、平一一法四五・旧第六十六条の四繰下、平一一法一六〇・一部改正)

(保健指導等)

- 第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。
- 2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。
(平八法八九・追加、平一一法四五・旧第六十六条の五繰下・一部改正、平一三法一五三・一部改正)

国民健康保険法

(昭和三十三年十二月二十七日法律第九十二号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一六八号

(最終改正までの未施行法令)

平成十四年八月二日法律第百三号 (未施行)

第六章 保健事業

第八十二条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

- 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。
- 3 組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

○母子保健法

(昭和四十年八月十八日)
(法律第四百四十一号)
第四十九回臨時国会
第一次佐藤内閣

母子保健法をここに公布する。
母子保健法

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条の三)
- 第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条—第二十一条の四)
- 第三章 母子保健施設(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条—第二十八条)
- 附則

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・一部改正)

学校保健法

(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)

最終改正:平成一四年八月二日法律第一〇三号

(最終改正までの未施行法令)

平成十四年八月二日法律第百三号(未施行)

第一章 総則(第一条—第三条の二)

第二章 健康診断及び健康相談(第四条—第十一条)

第三章 伝染病の予防(第十二条—第十四条)

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(第十五条・第十六条)

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助(第十七条・第十八条)

第六章 雑則(第十九条—第二十二条)

附則

(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)

- 第六条 学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行わなければならない。
- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基き、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

- 第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。
- 2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

- 第十条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。
- 2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

(健康相談)

- 第十一条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児の健康に関し、健康相談を行うものとする。

学校保健法施行規則

(昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号)

最終改正：平成一五年一月一七日文部科学省令第一号

(事後措置)

第七条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあつては当該児童、生徒又は幼児及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二條第一項に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第七条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特殊学級への編入について指導と助言を行うこと。
 - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基く措置については、当該健康診断に当つた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基いて、とるものとする。

(事後措置)

第十三条 法第八条第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第九条の措置をとらなければならない。

- 「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
- 「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
- 「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。
- 「D」 勤務に制限を加えないこと。
- 「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

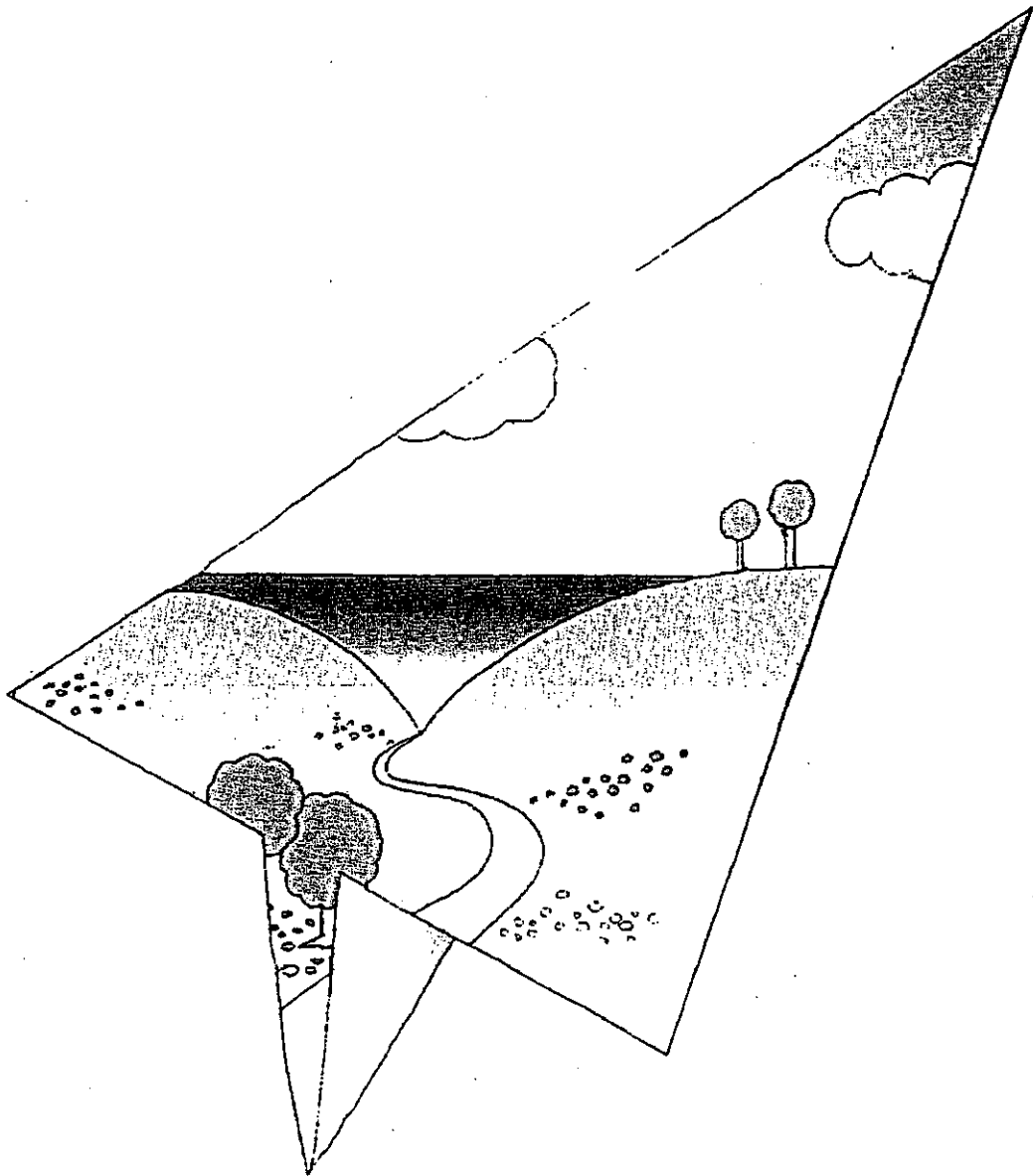
別表第一

区分		内容
生活規正 の面	A(要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B(要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C(要注意)	授業をほぼ平常に行つてよいもの
	D(健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3(健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

別表第二

区分		内容
生活規正 の面	A(要休業)	勤務を休む必要のあるもの
	B(要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C(要注意)	勤務をほぼ平常に行つてよいもの
	D(健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3(健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

児童生徒の
健康診断
マニュアル



財団法人 日本学校保健会

(8) 健康診断結果の活用

ア 保健管理における活用

(ア) 人的管理における活用

保健調査・日常の健康観察・健康診断結果（以下、健康診断結果等という）から、学校全体の実態・傾向について共通理解を図る。また、配慮を要する児童生徒・学生及び幼児について把握するとともに、個々の配慮事項についての共通理解を図り、学習・運動・学校行事等について、個々に応じた措置（軽減、停止等）を行う。

(イ) 物理的管理における活用

健康診断結果等から、健康上の問題等を把握し、問題解決や予防のために、環境衛生の改善等を行う。
また、個々の健康確保や健康問題解決のために、座席の変更等本人を取り巻く環境改善に配慮する。

イ 健康教育における活用

健康診断はスクリーニングされた疾病・異常の予防や措置に対する指導にとどまらず、児童生徒等が自らの健康問題を認識し、どうしたらより健康な生活を送ることができるか、そのためには、どう行動すべきかを指導することが重要である。学校における健康教育はこれらをふまえて展開する必要がある。

(ア) 教科指導における活用

個人・集団の健康診断結果等を体育・保健体育等の教科指導に関連する内容について活用することが望ましい。

(イ) 特別活動における活用

特別活動においては、健康実態について自覚し、望ましい集団活動を通して、健康増進への自主的、実践的な態度を育てることをねらいとして、健康診断結果等の活用を図る。

- ◇ 学級活動（ホームルーム活動）
- ◇ 児童会・生徒会活動
- ◇ クラブ活動
- ◇ 学校行事

(ウ) その他の指導における活用

健康診断結果等を、朝の会や帰りの会における保健指導に活用する。
また、健康診断結果等でスクリーニングされた個々の健康問題に対して、定点的かつ継続的に、健康観察・保健指導・健康相談等をすすめる。
・ 健康相談については、P83を参照。

ウ 組織活動における活用

(ア) 学校保健委員会

健康診断結果等から、学校における健康の問題を拾い上げ、学校保健委員会で研究協議し、健康上の問題の改善策等を推進する。

研究協議内容については、第1に、児童生徒等の健康実態として、健康診断結果等を総合的に研究協議し、学校における健康上の問題が何かを絞りこむ。第2に絞りこまれた健康上の問題一つ一つについて、その改善策を打ち出すための研究協議を行う。

学校保健委員会は、学校や地域の実情に応じて、校長、教頭、保健主事、養護教諭、体育主任、安全主任、給食主任、保健体育担当教員、その他一般教員、児童生徒（必要に応じて）及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の学校代表並びに、保護者及び地域の保健関係機関等の代表者をもって組織する。年間を通じて計画的に開催し、学校内の協力体制はもとより、家庭や地域社会との協力関係を確立して地域保健との密接な連携をとることが望ましい。

(イ) 関係機関との連携

生涯にわたっての健康づくりを考えたとき、学校保健は地域保健等とかがわっていることから、地域保健機関との連携をとることが大切である。

エ 項目別結果の活用 (例)

項目	指導方法	指導の場	指導内容	関連項目
総合	集団 個別	教科(体育・保健体育) 学級活動(HR) 児童生徒会活動 委員会活動 集会活動 随時	健康診断結果等から、自己や集団の健康実態を把握すると共に、より健康な生活を送るためにどのような取り組みをしたらよいかを指導する。 健康診断結果等から、健康上の問題点について、児童会・生徒会活動における委員会活動を中心に、集会活動等で健康づくりに取り組ませる。	全項目
身体計測 (身長・体重・座高)	集団 個別	教科(体育・保健体育) 学級活動(HR) 随時	性別・年齢別に平均値や標準偏差を算出し、学校保健統計調査報告書の全国及び都道府県の数値と比較し、自己及び学校・地域の発育状況を把握させる。 身長・体重の伸びや成長曲線等を参考にし、自己の発育状態を把握させる。 また、身長と体重から、ローレル指数や身長別標準体重から算出される肥満及び痩せ傾向等を算出するとともに、校医による栄養状態の所見から、痩せすぎ、肥満の児童生徒に対し、食生活・運動・日常生活について指導する。 身長・座高等から、机・腰掛けの高さを算出し、調整すると共に正しい姿勢について指導する。	栄養状態 尿 視力 脊柱
栄養状態	集団 個別	随時 学級活動(HR)	痩せすぎ、肥満の児童生徒等に対して、食生活、運動、生活について指導する。 痩せ・肥満の出現率の高い場合は、集団指導も行う。	身長・ 体重 尿
脊柱・胸部 骨・四肢 骨・関節	個別	随時	二次検査結果・精密検査結果で、異常が認められた児童生徒等に対し、主治医の指示・指導に従い、学校生活の過ごし方等について指導する。	
視力	集団 個別	学級活動(HR) 随時	低視力の児童生徒等は、学校保健統計調査報告書においても高率を示していることから、日常生活の注意点について具体的に指導する。 ・日常生活(生活リズム・テレビやビデオの視聴時間・テレビゲームの実施時間等) ・姿勢 ・食生活 個々の問題としてとらえさせるために、集団指導と個別指導を組み合わせて指導する。	脊柱
聴力	個別	随時	二次検査結果・精密検査結果で、異常が認められた児童生徒等に対し、主治医の指示・指導に従い、学校生活の過ごし方等について指導する。	耳鼻咽喉頭
耳鼻咽喉頭	個別 (集団)	随時 学級活動(HR)	二次検査結果・精密検査結果で、異常が認められた児童生徒等に対し、主治医の指示・指導に従い、日常生活における注意事項等について指導する。 耳垢栓塞等が小・中学生期にみられることから、耳の清潔について集団指導する。	聴力
皮膚	個別 (集団)	随時 学級活動(HR)	二次検査結果・精密検査結果で、異常が認められた児童生徒等に対し、主治医の指示・指導に従い、日常生活における注意事項等について指導する。 特に、皮膚の清潔については、集団・個別に指導する。	

歯・口腔	集 個 団 別	学級活動 (HR) 随時	検診結果から、集団・個別の実態を把握し、う歯・歯周疾患の予防について指導する。 ・染め出し法より、歯及び口腔の汚れの実態を把握させる。 (歯垢・歯石) ・ブラッシング指導 ・8020運動 特に、CO・GOの児童生徒に対しての個別指導を徹底する。	
結核 心臓 尿 寄生 虫 その他	集 個 団 別	随時	二次検査結果・精密検査結果で、異常が認められた児童生徒等に対し、主治医の指示・指導に従い、日常生活における注意事項等について指導する。	

【留意点】

⑥ 集団指導

- ・一人一人の問題として把握させ、問題解決のために具体的に何をしたらよいかを自ら考えさせ、実践に結び付けた指導を展開する。
- ・指導にあたっては、児童生徒等に興味関心を持たせるために、科学的な実験や資料を整えて指導にあたる。
- ・指導方法としては、学級（ホームルーム）担任と養護教諭・学校医・学校歯科医・学校栄養職員・歯科衛生士等の連携により指導を行うとより効果的である。

⑦ 個別指導

- ・健康診断でスクリーニングされ、二次検査・精密検査で異常が認められた児童生徒等に対しての個別指導は、主治医・かかりつけ医・学校医等の指示及び指導を受け、健康相談などの機会も活用し経過観察をしながら指導を続ける。
- ・個別指導に関しては、個々の児童生徒等に関わる専門機関（主治医）と家庭（保護者）との連携をとり、指導を行う。

私立学校教職員共済法

(昭和二十八年八月二十一日法律第二百四十五号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五七号

(最終改正までの未施行法令)

平成十三年三月三十一日法律第二十三号 (未施行)

平成十四年八月二日法律第百三号 (未施行)

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- 二 加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 加入者の貯金の受入れ又はその運用
- 五 加入者の臨時の支出に対する貸付け
- 六 加入者の需要する生活必需物資の供給
- 七 その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

2 事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

国家公務員共済組合法

(昭和三十三年五月一日法律第二百二十八号)

最終改正:平成一五年七月一六日法律第一一七号

(最終改正までの未施行法令)

平成十二年三月三十一日法律第二十一号 (未施行)

平成十四年八月二日法律第百三号 (未施行)

平成十四年十二月二十日法律第百九十一号 (未施行)

平成十五年七月十六日法律第百十七号 (未施行)

(福祉事業)

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- 二 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 五 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 六 組合員の需要する生活必需物資の供給
- 七 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの
- 八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年九月八日法律第百五十二号)

最終改正:平成一五年七月一六日法律第一一九号

(最終改正までの未施行法令)

平成十二年三月三十一日法律第二十二号 (未施行)

平成十四年八月二日法律第百三号 (未施行)

平成十五年七月十六日法律第百十九号 (未施行)

1/1 ページ

(福祉事業)

第百十二条 組合(市町村連合会を含む。以下この条において同じ。)は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

一之二 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 組合員の需要する生活必需物資の供給

六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行うに当たっては、他の組合と共同して行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。